

改正

令和4年12月19日条例第20号

池田町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、本町の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の選定の方法)

第2条 指定管理者の選定の方法は、次の二つの方法によるものとする。

(1) 公募による場合

ア 複数の応募者の見込みがある場合

イ 民間事業者等の管理により、効率的かつ効果的な運営が期待できる場合

(2) 指名による場合

ア 公益性が大きいため、特定の者を指定管理者に選定することが必要である場合

イ 収益性が期待できない施設である場合

ウ 法令等の制約により、公募によることが適さない施設である場合

エ その他指名による選定が適切と認められる場合

(指定管理者の公募の公告)

第3条 公募により指定管理者を選定しようとする場合は、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

(1) 管理を行う公の施設の名称及び所在地

(2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

(3) 指定の期間

(4) 申請の方法

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(指定管理者の指名の通知)

第4条 指名により指定管理者を選定しようとするときは、前条の公告に代えて、指定管理者として選定しようとする者に指名通知するものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第5条 法人その他の団体であつて、指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について町長に申請しなければならない。

(1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の事業計画書

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(指定管理者の指定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当するものうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

(1) 前条第1号に規定する事業計画書（以下「事業計画書」という。）による公の施設の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画書の内容が当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

2 町長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、あらかじめ池田町公の施設指定管理者選定審査会で審査するものとし、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも同様とする。

3 町長は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を公告するものとする。第9条第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも同様とする。

(事業報告書の作成及び提出)

第7条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、町長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第8条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施及び利用状況

(2) 使用料又は利用に係る料金等の収入の実績

(3) 管理に係る経費の収支状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために町長が必要と認める事項

(業務等報告の聴取等)

第8条 町長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期的に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を

することができる。

(指定の取り消し等)

第9条 町長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理ができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定によりその指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、町長は賠償の責めを負わない。

(現状回復義務)

第10条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設の当該施設又は設備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし、町長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第11条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の当該施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を町に賠償しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(個人情報の安全管理及び秘密保持義務)

第12条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報（同法第2条第1項に規定する個人情報をいう。）の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施するほか、業務受託者の責務を遵守するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(審査会)

第13条 指定管理者の候補者を選定するため、池田町公の施設指定管理者選定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、指定管理者の指定に関し審査する。

3 審査会の委員の定数は10名以内とし、町長が必要な期間を定めてこれを任命する。

(教育委員会所管の公の施設への適用)

第14条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合には、第3条から第13条までの規定中「町長」とあるのは「教育委員会」とし、第5条の規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年12月19日条例第20号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。